

阿南工業高等専門学校教員人事戦略委員会規則

(令和2年5月20日)

(規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校教員組織規則の規程に基づき、阿南工業高等専門学校教員人事戦略委員会（以下「委員会」という。）に関し、第2条の目的を達成するため、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、現在及び将来の定員充足状況を把握し、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の将来計画を踏まえ教員の人事計画、再配置及び定員の運用調整等を審議し、教員の定員管理の円滑化を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の定員管理及び再配置に関する事
- (2) 教員の定員の運用調整に関する事
- (3) 教員の採用等（内部昇任を含む。）に関する事
- (4) 教員の人事計画に関する事
- (5) 所掌事項に係る自己点検・評価に関する事
- (6) その他教員の人事に関する事

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務）
- (3) 教務主事、学生主事および寮務主事
- (4) 創造技術工学科長
- (5) 専攻科長
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(教員選考委員会)

第6条 委員長は、第3条3における教員の採用等の必要が生じたとき、教員選考委員会を招集する。

2 教員選考委員会に関する事項は、別に定める。

(運営委員会への報告)

第7条 校長は、委員会における審議の結果について、必要に応じて運営委員会に報告する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校教員選考規則（平成14年3月4日規則第14号）及び阿南工業高等専門学校人事委員会規則（平成16年4月1日規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。